

千葉県コミュニティセンター設置管理条例施行規則（昭和54年千葉県規則第9号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(使用許可等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの体育館、柔道場、剣道場_____、プール又はトレーニング室（以下この項において「スポーツ施設」という。）を個人使用しようとする者は、千葉県コミュニティセンタースポーツ施設個人使用券（様式第14号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して当該スポーツ施設を個人使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉県コミュニティセンタースポーツ施設個人使用超過券（様式第15号）を購入するものとする。</p> <p>(図書の貸出し)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 貸出しを受けることの<u>出来る</u>図書は、図書貸出券1枚につき1冊とし、貸出期間は2週間以内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p>	<p>(使用許可等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの体育館、柔道場、剣道場、<u>フィットネスルーム</u>、プール又はトレーニング室（以下この項において「スポーツ施設」という。）を個人使用しようとする者は、千葉県コミュニティセンタースポーツ施設個人使用券（様式第14号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して当該スポーツ施設を個人使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉県コミュニティセンタースポーツ施設個人使用超過券（様式第15号）を購入するものとする。</p> <p>(図書の貸出し)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 貸出しを受けることので<u>きる</u>図書は、図書貸出券1枚につき1冊とし、貸出期間は2週間以内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p>

<p>2 (略)</p>	<p><u>(千葉市中央コミュニティセンター管理規則の廃止)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(経過措置)</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(指定管理者の指定の手続等の特例)</u></p>
<p>様式第1号</p> <p>(略)</p>	<p><u>4 条例附則第4項前段の規定により指定した場合における第15条第1項の規定の適用については、同項中「第15条第4項」とあるのは「附則第4項前段」とする。</u></p>
<p>様式第2号</p> <p>(略)</p>	<p>様式第1号</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号</p> <p>(略)</p>